

公 示

古物営業者の行政処分に関する聴聞

古物営業法第25条の規定に基づき、行政処分に関する聴聞を下記により行います。

令和7年6月23日

茨城県公安委員会
委員長 藤川 雅海



1 聴聞期日

令和7年7月11日（金）午前10時00分から

2 聴聞場所

水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部2階意見の聴取室

3 被聴聞者

聴聞第983号